

市役所窓口の開庁時間短縮の試行実施について

窓口開設前後の準備や事後処理などの対応を見直し、業務効率化、生産性向上を進め、もって市民サービスの向上を図るため、開庁時間の短縮を試行実施する。

1 背景

- (1) 職員の勤務時間と開庁時間が同じ8:30~17:15であるため、窓口対応に必要な準備や窓口対応終了後の事務処理を勤務時間外に行わざるを得ない。
- (2) 勤務時間内に業務改善や施策立案等のための取組みを行う時間が十分に確保できていない。
- (3) 「住民票」「戸籍謄本・抄本」「児童手当」「幼稚園・保育所申し込み」「国民健康保険人間ドック申し込み」「し尿くみ取り登録申し込み」など従来窓口でのみ行っていた手続きについて、オンライン申請の拡充を進めている。またマイナンバーカード更新手続きについて郵便局での取り扱いを始めている。

2 目的

- (1) 業務に必要な時間の適正管理
- (2) 市民サービスや業務改善等のための時間の確保
- (3) 働きやすい職場環境の確保

3 今回の試行内容

(1) 試行期間

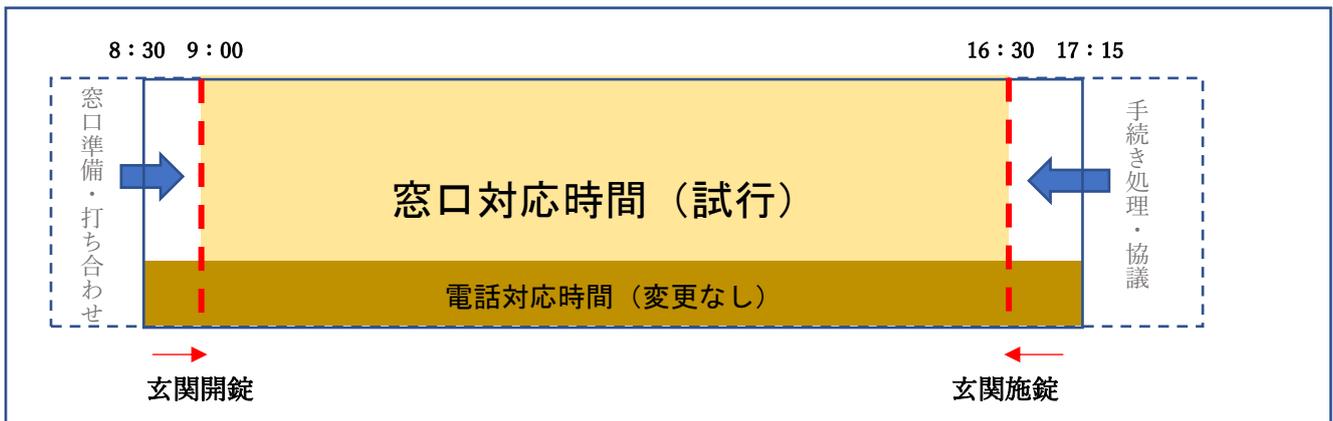
令和8年5月1日から令和8年9月30日まで（令和8年3月から市民周知）

(2) 開庁時間

9時から16時30分まで<1時間15分短縮>（現行は8時30分から17時15分）

* 庁舎玄関の開錠施錠も9時から16時30分とする。（施錠後等は通用口から入退館）

* 電話対応（8:30~17:15）、職員の勤務時間（8:30-17:15）は変更なし



(3) 対象施設

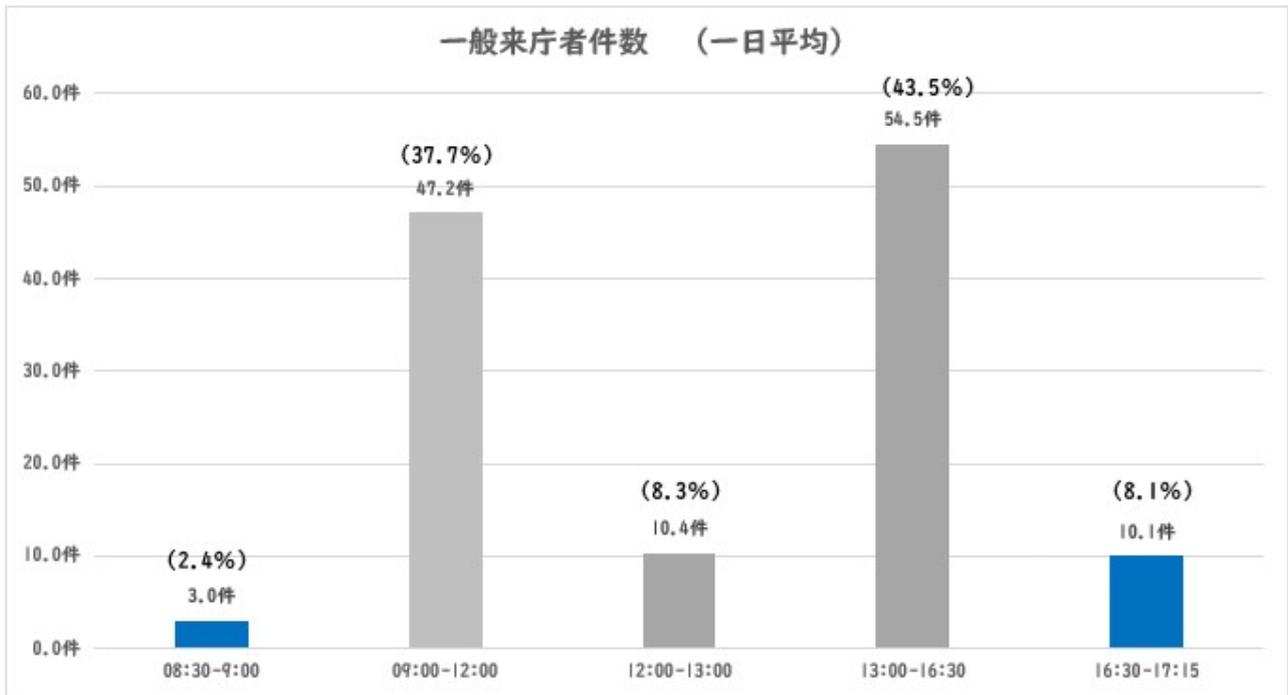
市役所本庁、福祉教育総合プラザ、杉末会館

* 図書館、学校、幼稚園、地区公民館、地区連絡所は試行対象外

4 今後の予定

試行期間中に評価を行い、令和8年10月以降の本格実施を判断する。

<参考> 時間帯別来庁者件数：調査期間 11/17～12/17



市役所窓口の開庁時間を短縮します

(試行実施)

職員の働き方を見直すとともに、時間の有効活用に取り組み、市民サービスの向上を図るため、窓口の開庁時間を試行的に短縮します。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

試行内容

試行期間

令和8年5月1日～9月30日

開庁時間

9:00～16:30

- 電話受付時間、職員の出勤時間(8:30～17:15)に変更はありません。
- 内容の詳細は右側のQRコードから宮津市HPをご確認ください。

窓口短縮について



対象施設

市役所本庁舎

福祉・教育総合プラザ

杉末会館

- 図書館、学校、幼稚園、地区公民館、地区連絡所を除きます。

今後の予定

試行期間中の実施状況を踏まえ、**令和8年10月以降**の本格実施を検討します。



★ オンライン申請をぜひご利用ください

住民票、戸籍謄本・抄本の取得や幼稚園・保育所申込など、従来窓口で行っていた手続きもオンラインで申請ができます。詳細は、右側のQRコードより、宮津市HPをご確認ください。

オンライン申請について



問い合わせ先 宮津市総務課職員係 0772-45-1603